

許才完二十三 吳鳳龍二十六 李孝孫十七 李宗三三十二
 問、朝鮮國人何食乎、答、吾國猪鹿鷄牛魚豹肉食也、問、海上風止則如何、答、三四五六日不去、問、碇楫者如何、答、碇放船三日見島、風不好、故落帆下碇、天大風吹、絕碇折竹也、自注、竹のよし香 問、十三人宗寺名如何有乎、答、十三人皆禪宗名塞同寺、

右は此度興津浦へ漂着之異國船乗人之内李顯采書記御答申上候趣、私共一同罷出見届、相違無御座候、依之以奥書申上候、以上、

寅五月 興津宿

問屋傳左衛門印 年寄 九郎左衛門印

年寄 繁 七印

中宿町

名主 武兵衛印 與頭 與左衛門印

同 與兵衛印 同 彌右衛門印

百姓代 彌平 太印 同 又 八印

小田切新五郎様

朝鮮人名前年附 ◎人名は前と同様

右十三人の者共名前年附、書而之通御座候、以上

五月 小田切新五郎親應草、

明和八年卯年

朝鮮國禮曹參議相翊、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、棧使忽屆、華札隨至、仍諱啓居清勝、慰浼良深、漂海人口、既蒙拯濟、又勤資遣、鄰誼深篤、感戴曷已、臆儀謹領、薄品回敬、統希崇亮、不備、
 辛卯年七月日 禮曹參議金相翊

別幅 人參一觔 虎皮一張 豹皮一張 白苧

布伍匹 白綿紬伍匹 黑麻布參匹 白木綿十匹

花席三張 四張付油菴二部 黃毛筆三十柄 眞

墨三十筒 際

辛卯年七月日

禮曹參議金相翊

文政二己卯年正月十一日、

伯州八橋郡赤崎浦へ朝鮮商客十二人漂着す、片山氏筆記、

天明四甲辰年九月二日、朝鮮人漂到のとき扱方の事、かねて相心得へきむね、沿海の諸大名に仰出さる、

考證は、附屬海防異國船扱方の部、朝鮮船の條にあり、

通航一覽卷之百三十六終

通航一覽卷之百三十七

朝鮮國部百二十三止

○竹島 附屬島、濟州、

慶長十七壬子年、宗對馬守義智より朝鮮國東萊府使に書を贈りて、竹島は日本屬島なるよしを諭せしに、彼許さす、よて猶使書往復に及ふ、この事何の緣故を詳にせず、猶後證をまつ、

慶長十七壬子年、此頃磯竹島をもつて日本の境なりとせし也、此年七月、彼國東萊府尹守謙公に接す、宗義智を復せし書あり、其いはゆる磯竹島は、我國の對陵島なりといふを以て答へしなり、其書左に記す、◎本書所引朝鮮通文大紀には、慶長十九年に係たり、

朝鮮國東萊府使尹守謙、奉復日本國對馬州太守平公足下、辱問鼎來、慰給良多、但書中有看審磯竹島之說、深竊驚訝、不知是計果出於誰某耶、來使口稱、本島介於慶尙江原兩道海洋之中云、即我國所謂對陵島者也、載在輿圖、屬於我國、今雖荒廢、豈可容他人之冒占啓闢費耶、自古及今、日本與我國、海嶠州嶼、各有區別分限、截然而或有往來之事、惟以貴島

爲一路門戶、此外則便以海賊論斷、其所以慎關防而嚴禁約之義、貴島亦豈不知乎、朝廷若復聽聞、必先致怪於貴島矣、我國以貴島世效誠款、故接遇甚盛、今者貴島居兩國之間、無意於委曲周施務期終好、而以此從與無乃不可乎、日本若悉此意、亦必省悟、實在貴島善處、努力自助、罔廢往績、統希盛諒、不宣、
 萬曆四十二年七月日

和文

辱く惠書を承る、但書中示す所磯竹島を看審せしのごと、甚その聞を驚すものなり、抑此計果して誰より出たりしや、來使のいふ所、此邊慶尙江原兩道の洋中に在と、是我國のいはゆる對陵島なり、載て我か輿地の書にあり、今久しく荒廢したりといへども、亦他人の據とる事を許し、もつて兩間の事端を開くへけんや、日本と我國と、いにしへより其境界おのつから別なり、もし往來の事ある時は、唯貴島の一路を門戸とするのみ、此外皆海賊を以て論斷し、その關禁を嚴にするもの、貴島のしる所也、朝廷若此事を聞は、必先怪みを貴島にいたさむ、會

て貴島の賊欺をいたすを以、我國是を待ことばな
はた厚し、貴島兩間に居て委曲に周施し、其無事を
以て意となさす、今かへつて是を以て日本に説勸
むるに至る、甚不可なり、日本もしこの意を悉さ
は、必よく是を悟らむ、但貴島のよく處するにある
のみ、

朝鮮國東萊府使朴慶業、奉復日本國對馬州太守平
公足下、承審遠信、良慰不淺、磯竹之事、想貴島庶見
覺察、而猶復執迷、深切怪愕、足下非不知此島屬於
我國、非不知貴島不可橫占、而尙欲僥越窺覘、是誠
何心、恐非終好之道也、所謂磯竹島者、實我國之爵
陵島也、介於慶尙江原兩道海洋、而載在輿圖、奚可
誣也、蓋自新羅高麗以來、曾有收取方物之事、還經
我朝、有刷還逃民之舉、今雖廢棄、豈可容許他人之
冒居、以啓鬧費耶、貴島果知此情、則其可從與於日
本、苟循一朝之私欲、不顧後日之悔乎、前日復書已
悉梗槩、貴島所當豁然改圖、而今乃直以解纜發船爲
言、不幾於輕朝廷而昧道理者乎、貴島於我國往來通
行、惟有一路、譬如門戶、此外則無論漂滿眞假、皆以
賊船論斷、弊鎮及沿海將官惟知嚴守約束而已、不知

其他、足下立所言、其亦疎矣、惟願貴島審區土之有
分、知界限之難侵、恪守信義、努力自助、免致謬戾尙
克有終、幸甚々々、萬曆四十二年九月日、

和文

遠信を承る、磯竹のこと、貴島猶いまた此事を悟ら
す、足下此島の我國に屬する、また貴島の據取るへ
からざるに非ずして、然も尙是を窺ひ望むとする
は何そや、おそらくは其好みを終るの道にあらさ
らむ、いはゆる磯竹島は、是我國の爵陵島なり、慶
尙江原兩道の海中に在て、載せて地圖にあり、新羅
高麗の時より、其貢物をとるの事あり、我朝にい
たりて又逃民あらため出すの事あり、今廢し棄れ
りといへども、他人の據居るを許し、以て兩間の事
端をひらかんや、貴島果して此意をしらは、その一
朝の私欲に隨ひ、是を日本に勸め以て後日の悔を
顧みざるへけんや、前日の書此大概を悉せり、然も
また其船を泊し纜を解の便を以ていふことをす
る、是朝廷を輕し道理に昧きに非ずや、貴國の我國
に來往する、唯釜山一路を除くの外、皆海賊を以
て論斷せり、よりに弊鎮及ひ沿海將官等、嚴しく此

定法を守る事をしるのみ、其他をしらす、今足下の
此言あるものまた疎かなり、但貴島其土地の分畏
限の侵し難きをしり、恪て信義を守り、よくその好
みを終は幸甚、以上、朝鮮通交大紀、

元祿六癸酉年、伯耆國米子の豪民等、竹島海獵の事よ
り争闘起り、かの漁夫二口を捕來りて、領主松平池田
新太郎光政に訴ふ、よて光政御下知を奉はりて、肥前
國長崎に送る、彼地において、これを宗對馬守義倫に
渡す、義倫より使者をして、かの漁夫を朝鮮國に送り
還せり、時にかの島彼是附屬の争論に及び、しはく
使者往來して數年決せず、同十二己卯年にいたりて、
終にかの島朝鮮に附與すへきの釣命を傳達ありて、
その事熄ぬ、

大谷村川兩氏各米子住居の者にして、代々名ある
兩人なり、子孫今町年寄役を勤む、兩氏竹島渡海免
許を蒙る事は、當國前太守中村伯耆守忠一、慶長十
四年に卒去あつて、嗣なきか故に跡を斷て、爾來
元和二年まで、國の主なくして御領となる、然るに
依之御上代年々武都より來番して營城に居し、伯
州を鎮護ある、元和二年、阿部四郎五郎在番ある、

此時兩氏竹島渡海の事を希ふ、然るに翌年松平新
太郎光政卿當國を管領して入部あるにより、兩氏
亦願之所に、光政卿聽て武都に告てこれを許され、
爾來竹島へ押渡海獵をなす、其後毎歲渡海不倦怠、
然るに元祿五申年渡海する所に、朝鮮人群居して
海獵をなす、兩氏これを制すといへども、更に不入
聞のみならずして、既に危難に泊んとするにより、
兩氏無念ながら歸帆す、亦翌酉の年渡海するに、朝
鮮人數多渡て、家屋を設けて海獵を恣にす、于時兩
氏計策をなして、朝鮮人兩人連歸て米子に參着、同
年四月廿七日の未の下刻、灘町大谷九右衛門宅に
入、斯て兩人島の趣、朝鮮人召連歸帆の事を太守へ
訴るに、遂に武都の沙汰に泊とこや、元祿四未年迄
は、兩氏渡て海獵をなす、翌申酉兩年渡海すといへ
ども、獵する事不能して歸帆し、其後渡海止り、爾
來于今退轉して島渡なし、同六年大谷村川連來る
彼二人の朝鮮人等、米子より國府城下にいたる時、
加納郷右衛門、尾關忠兵衛、兩士領主の下知に應し
召連鳥取へ入、伯耆民談、

日本にて申候竹島の儀は、朝鮮にて申通り爵陵

島と被存候、朝鮮の記録にも、上代此島を取朝鮮の領内に仕候と有之候、日本にて竹島を見出し候もの、差而遠き事にて無御座候、

一享保十八年か十九年前の儀にて候、按するに、このころは元禄年間のことなり、竹島の儀に付、朝鮮と日本と出入有之候、其趣は、竹島は伯耆國之沖に有之候、地よりは二泊りも三泊りも隔てある島なり、伯耆國より年々獵船往て、色々の獵仕候、伯州へ付たる島の心得にて居申所、朝鮮よりも年々獵船参り、色々の獵仕、朝鮮之島と心得居申たる由に付、然とも朝鮮人日本人一同には終に参り不合候ゆゑ、夫より以前は何之詮議も無之候所に、或時伯州の獵船竹島へ船を掛け、早速大箭を打放し候て、船より揚り申候、尤船より上り候而も、大箭を打候へは、島の内よりも大箭を打合せ申候、此趣は竹島を朝鮮にては齋陵島と申て、本より朝鮮之内なり、依之朝鮮の獵師とも寄々申候は、何もの歟我國之齋陵島へ参り獵仕候、参り候は、咎め可申と、手組して態仕構居申折柄、右之通日本より鐵砲打候故、合せ申候、左候て左右之者とも出合、日本の島といひ朝鮮の

島といひ、論議埒明不申候に付、伯州より江戸へ訴へ有之候、依之江戸より對馬へ被仰付、朝鮮へ申参り候は、此以來は其方より日本の竹島へ参り不申儀にどの儀、朝鮮人一圓承引不仕、段々掛合有之、江戸へも委細注進仕候、兎角ケ様にては不相濟儀と、對馬殿より朝鮮へ申参候に付、漸半合點の様子に相成、朝鮮よりの申分の書通に、我國之齋陵島へ一切人不参様にと申付候、我國之齋陵島へさへ人不遣儀に候へは、況日本之竹島へ可参様無之候、左様心得候へとの儀に候、對馬より江戸へ不伺、直に返答被申達候、是は一島を二名に仕たる申方なり、此分にては不相濟と被申遣候處、其以後如何、返答も不仕候、其段江戸へ注進被致候處、此上は竹島を朝鮮へ可遣との儀にて、其通に相濟候、是は對馬殿吟味過して、結局仕損しと政所にては申候、其後右之通御沙汰相究、日本人往復候事無之、其秋朝鮮より數人參獵を仕候、尤常に番人遣し置、外人一切入不申事、異本朝鮮物語、
癸酉、按するに、我島主抵書萊府略曰、朝鮮人犯越于日本、元禄六年、我國齋陵島、亦以海禁一切

禁人出入云々、乙亥、島會抵書萊府、癸酉西回答書、貴界竹島弊境齋陵島云々、答書曰、所謂磯竹島實我國之齋陵島、因舉新羅高麗本朝故事爲言、且曰、前日接慰官洪重夏下玄時、貴州總兵衛稱號人言於譯官朴再興曰、以輿地勝覽觀之、齋陵島果是貴國地云、癸酉西回答書、乃其時南宮之官不詳故事之致、朝廷咎其失言、此際貴州出送其書而請改、故因其請而改送、以正月初書之失、到今唯當以改送之書考信之、
方策新編載日觀要改、

第廿五代靈光院公諱は義倫、從四位侍從對馬守と稱し、時、東山院御宇、元禄六年癸酉、清の康熙三十二年、朝鮮元孝王十九年、此年朝鮮人四十餘名來りて、因幡州の竹島に漁せり、州守其二人を拘へて是を長崎にいたせり、五月東武鈞命して、我をして其事を朝鮮に報し、嚴に彼人の來漁するを禁せしむ、此年九月、公より多田與左衛門を使とし、書を禮曹に送り、且二人を返されたり、其書略に、「貴城瀕海漁民、比年行舟於本國竹島、竊爲漁採、極是不可到之地也、以故土官詳諭國禁、固告不可再、及使渠輩盡退還矣、然今春亦復不顧國禁、漁氓四十餘口、

往入竹島、雜然漁採、由是土官拘留其漁氓二人、而爲質於州司、以爲一時之證、故我國因幡州收速以前後事狀、馳啓東都、蒙令彼漁氓附與敝邑以還本土、自今而後決莫容漁船於彼島、彌可存制禁、不佞今奉東都之命、以報知貴國云々、といふを以てせられし時、彼國禮曹參判權璫をして其書に復せし也、其書に、朝鮮國禮曹參判權璫、奉復日本國對馬州太守平公閣下、接使鼎來、惠翰隨至、良用慰荷、弊邦海禁至嚴、制東濱海漁民、使不得出於外洋、雖敵境之蔚陵島、亦以遼遠之故、切不許任意往來、況其外乎、今此漁船入貴界竹島、致煩領送遠勤書論、鄰好之誼、寔所欣感、海氓獵漁、以爲生理、或不無遇風漂轉之患、而至於越境深入難然漁採、法當痛懲、今將犯人等、依律科罪、此後沿海等處、嚴立科條、各別申飭、佳祝領謝、薄物侑贖、統惟照亮、不宣、癸酉年十二月日

此事彼國禮曹參判をして右の書を復せしに、我州其書内蔚陵島の名をあわせ除き去らん事を計りて、「我書不言蔚陵島之事、今回簡有蔚陵島名、是所難曉、只冀除却蔚陵之名惟幸、といふを以て書契と

し、多田與左衛門をして、翌甲戌年二月、この事を彼へ被告しかば、彼國終にその前書を改撰して、禮曹參判李翁をして是を復せしめ、また接慰官をして差備と同く速に歸京せしむ、且回答の書なかりしゆゑ、使者頻に其事を任譯に責論し、又其前書を改撰するの事を論難して止さりしかども、彼國終に是に答へさりし也、既にして、この年九月、公接するに、捐館あり、大衍院公をして接するに、宗義封を襲しむ、此事落着なかりし故、翌乙亥年六月、使者止事なく其書契を受すして、姑く歸國せり、其書左に記す、

朝鮮國禮曹參判李翁、奉復日本國對馬州太守平公閣下、接使鼎來、惠翰隨至、良用慰荷、敵邦江原道蔚珍縣有屬島、名曰蔚陵、在本縣東海中、而風濤危險、船路無便、故中年移其民空其地、而時遣公差往來搜檢矣、本島峰巒樹木、自陸地歷々望見、而凡其山川紆曲、地形濶狹、民居遺址、土物所産、俱載於我國輿地勝覽書、歷代相傳、事跡昭然、今者我國邊海漁民往其島、而不意貴國之人自爲犯越、與之相值、反拘執二氓、轉到江戶、幸蒙貴國大君明察事情、優加

資遣此、可見交鄰之情出於尋常、欽歎高義、感激何言、然雖我氓漁採之地、本是蔚陵島、而以其產竹、或稱竹島、此乃一島而二名也、一島二名之狀、非徒我國書籍之所記、貴州人亦皆知之、而今此來書中、乃以竹島爲貴國地方、欲令我國禁止漁船更往、而不論貴國人侵涉我境、拘執我氓之失、豈不有欠於誠信之道乎、深望將此辭意轉報東武、申飭貴國邊海之人、無令往來於蔚陵島更致事端之惹起、其於相好之誼不勝幸甚、佳祝領謝、薄物侑絀、統惟崇亮、不宣、

甲戌年九月日

和文

辱く惠翰を承る、弊邦江原道蔚珍縣に屬島有、是を蔚陵島と名づく、本縣東海の中に在て、其風濤險惡、舟路通し難きを以て、中年以來、其民を移し其地を空くし、時に公人を遣はして以て搜檢せしむ、其峰巒樹木、陸地よりして歷々として望み見つへし、且其山川地形、民居の遺跡、土物の品に至るまで、まさに我輿地勝覽の書に載す、歷代相傳へて、其事跡昭然たり、今我か邊民往て其島に漁して、貴國の人我か境を犯し、以て爰に來るに値ふ、反つて

我か二民を捕へ、是を江戸に出す、幸に貴國大君明らかに其事情を察し、厚く是を資給し以て遣らる、其交鄰の情尋常に出るをみつへし、まことに感激の至りなり、然りといへども我か民の漁採するは、本是蔚陵島なり、其竹を産するを以て、また竹島といへり、是一島にして二名也、其一島二名の事、たゞに我國の書籍に見えしのみならず、貴州の人亦皆是をしれり、今來書中竹島を以て貴國の地方とし、我國をして其漁船を禁止せしめんと欲して、貴國人我境を侵し、反つて我民を拘執するの失をいはす、誠信道に欠くことあらざらんや、深く望むらくは此意を以て東武に轉報し、貴國邊海の人に令し、夫をして蔚陵島に來往し、再ひ事端を惹起するにいたらざらしめは、相好むの誼に在て幸甚たるのみ、

元祿八乙亥年十月、天龍院公按するに、宗義眞なり、義眞義方幼年により、攝政を命ぜらるなり、東武に觀せらる、よりて執政阿部豊後守に按するに、稟するに、竹島の一款、先太守使をして論談せしむるものいま既に三年なり、彼國固く竹島を以て其國の地なりとして、終に我に聴く

事なし、如何といふを以てせらる、翌丙子年正月に至り、豊後守諭に、竹島の地因幡に屬せりといへども、また我人居住の事なし、台徳君の時に在て、米子村の街人其島に漁せん事を願ひしに依て、是を許されし也、今其地理を計るに、因幡を去るもの百六十里許、朝鮮を距る四十里許なり、これ曾て彼か地界たる其疑なきに似たり、國家若兵威を以てこれに臨まは、何を求むとしてか得へからざらむ、但無用小島の故を以て、好みを鄰國に失する、計の得たるに非ず、しかも其初是を彼に取に非ざる時は、今また是を返すを以て詞とすへからず、唯我人往き漁するを禁せらるへきのみ、今朝議以前に同じからず、其相争ふてやまさらんよりは、各無事ならんにしかし、宜しく此意を以て彼國に諭すへしといふを以てせらる、此年十月彼國下同知宋判事をして來り使せしむ、又此年夏、朝鮮人十一人因幡州に來り、事を東武に啓するを以てせしに、鈞命して是を逐回されし事あり、天龍院公よりて朝旨を兩使に諭し、また老臣をして兩事を書し示さしむ、其詞に、先太守因竹島事、遣使於貴國者兩度、使事未

了、不幸早世、由是召還使人、不日上船人觀之時、聞及竹島地壯方、向樞實具因、以其去本邦太遠、而去貴國却近、兩地人殺難、必有潛通私市等弊、隨下令永不許人往漁採、夫豐原生於細微、禍患興於下賤、古今通病、慮率勿預、是以百年之好、偏欲彌篤、而一島之微、遽付不較、豈非兩邦之美事乎、茲令南宮憲勳使、本州代傳盛謝爾、又貴國人十一口、以今夏拋錨於因幡、以啓事爲辭、兩邦交通、只由對馬一路、盟約在前、關係非小、因下令於因幡、即時趕回、不容轉啓、本州處乎兩邦之間、專掌通好其來久矣、今一旦捨本州而由他路、背定約而行私計、倘使其事出於議府、則當奉命遣使問其所以然、議府審事理明國體、誠信爲念、昭於平日、豈冒爲此輕易驚濁舉哉、故置而不問、貴國宜嚴申舊令、杜防私弊、務使兩國之好、不至於妄生事端以取紛擾、茲囑譯使、體貼歸稟、といふを以てせられしなり、」

同十一年戊寅、清の康熙三十七年、元孝王廿四年、禮曹參議李善溥をして此事を復せしむ、天龍院公其書を東武に啓せらる、磯竹の事及び朝鮮人因幡に來りし事、此とき落着せしなり、その書左に記

す、

朝鮮國禮曹參議李善溥、奉書日本國對馬州刑部大輔拾遺平公閣下、春日暄和、緬惟動靜珍誌、嚮慰無已、頃因譯使同自貴州、細傳左右面托之言、備悉無折矣、醜陵島之爲我地、輿圖所載、文跡無無論、彼遠此近、疆界自別、貴州既知醜陵島與竹島爲一島而二名、則其名雖異、其爲我地則一也、貴國下令、永不許人往漁採、辭意丁寧、可保久遠無他、良幸良幸、我國亦當分付官吏、以時檢察、俾絕兩地人往來殺難之弊矣、昨年漂民事、濱海之人、率以舟楫爲業、颯風倏忽、易及飄盪、以至冒越重溟轉入貴國、豈可以此有所致疑於違定約而由他路乎、若其呈書、誠有妄作之罪、故已施幽殛之典、以爲懲戒之地、號勅沿海、申明禁令矣、益務誠信、以全大體、更勿生事於邊疆、庸非彼此之所大願者耶、左右既有面言於譯使、而然且無一分行李奉契以來者、似是左右深念舊約、不欲規外送差之意、故先此修牘展布、多少送於萊館、使之轉致、統希諒炤、不宜、戊寅年三月日、

和文

頃譯使の回る、まさに左右面托の意を悉せり、醜陵

告竹島一件事考

島の我地たる、地圖の載する所、其事昭然たり、其相去の遠近を問ことなく、疆界おのつから別なり、貴州既に醜島の竹島たる、一島にして二名なるをしるときは、其名異なりといへども、其我か地たる事は一なり、貴國令を下し、永く人の往き漁する事を許さすと、詞意丁寧、以てその久遠無事をたもつへし、誠に幸なり、我國また宜しく官吏に命じて、時を以て檢察し、其兩國人來往混雜の弊なからしむへし、昨年漂民の事、邊海の人常に舟楫を以て業とし、風勢によつて貴國に漂到する事を致す、是を以て疑ひを其定約に違ひ、他路によるに致すへけんや、呈書の事に至ては、誠にその妄作の罪あり、既に是を幽殛し、以て後來を懲し、且沿海の地方に勅して、更に其令を申明せり、益誠信を務めて大體を全くし、其事を邊境に生するに至らしめざるもの、是彼此の大に願ふ所ならずや、左右既に譯使に面説して、いまた一使をして來らしめざるものは、おもふに左右深く其舊約をおもひ、別使を遣らん事を欲せざるの故ならん、依て先書を修し、萊館に送りて以てこれを轉し致さしむ、朝鮮通交大紀、

元祿六年癸酉、東武下令曰、朝鮮漁民、比年到竹島而漁採、以故因幡之人能論、使渠輩盡退還矣、今春漁民四十餘口、復來漁採、於是拘留其漁民貳人爲質、轉啓東都、仍使彼漁民二口送長崎也、於長崎領受漁民、附使者而送于朝鮮、可告再不可到竹島之事云、本州乃遣使於長崎、領受漁民二口、同春秋九月、遣使者正官多田與左衛門、都船主内山郷左衛門、封進寺崎與四右衛門於朝鮮、護送漁民貳口、贈書於參判、告東都之命焉、本州書曰、貴城瀕海漁民、比年行船於本國竹島、竊爲漁採、極是不可到之地也、以故土官詳論國禁、固告不可再、而乃使渠輩盡退還矣、然今春亦復不顧國禁、漁民四十餘口、往入竹島、雜然漁採、由是土官拘留其漁民二人、而爲質於州司、以爲一時之證、故我因幡州牧速以前後事狀、馳啓東都、令彼漁民附與敵邑以還本土、自今而後決莫容漁船於彼島、彌可制禁云、此時參判返書曰、敵邦海禁至嚴、濱海漁民、使不得出於洋、雖敵境之蔚陵島、亦以遼遠之故、切不許任意往來、況其外乎哉、今此漁民敢入貴界竹島、致煩領送遠勤書論、鄰好之誼

實所欣感、海峽鯨魚以為生理、或不無過風漂轉之患、而至越境深入、雜然漁採、法當痛懲、今將犯人等、依科條各別申飭云、元祿七年春正月、阿比留總兵衛以返書之草稿歸、乃呈執事焉。本州其初以為竹島者、原朝鮮之蔚陵島云、不知朝鮮之所答如何也、其後觀草稿、以為竹島者即蔚陵島也、今以一島立二名、是決不可以開于東都、為除却蔚陵島字而可也、亦遣阿比留總兵衛於朝鮮、告其意於使者多田與左衛門也、與左衛門乃招朴同知、懇々告其事情、朴同知謂與左衛門曰、請正官熟諒焉、今以貴州之意告接慰官、則即使可轉達漢城也、雖然此事不諧、而兩國之大事只在此一舉也、何者貴州所謂竹島者、朝鮮之蔚陵島也、朝鮮豈不知之乎、朝鮮空彼島而不置居民者年久矣、竊聞日本之人往來于彼島而漁採焉、雖然空島無人之地、朝鮮置而不問也、今得貴州之書、吾朝廷以為蔚陵島者、與爾所載宗祖之地、雖尺寸也不可棄云、朝議紛々也、有一人曰、彼島久棄而無人也、且日本之人占據彼島者年久矣、若以我地而答之、則兩國爭議從是與焉、第我國存其名則可也云、仍以蔚陵島面存其名、以竹島而為貴國之地、朝鮮不敢

論矣、我國豈有意于彼島、只存其名而已、貴國有竹島、則縱令蔚陵之名雖存于我、何不可有之哉、脫一跌則我國雖孱弱爭議不已、兩國之費從是生焉云、於是正官一決受返書還歸矣、本州以為返書中有蔚陵字、此不可受云、亦元祿七年甲戌夏四月、遣正官多田與左衛門、都船主番柳左衛門、封進寺崎與四右衛門於朝鮮、要返書後改也、本州書曰、我書不言蔚陵島之事、今回簡有蔚陵名、是所難曉也、只冀除却蔚陵之名惟幸云、此時朝鮮取前書、却轉換書、書辭曰、敝邦江原道蔚珍縣有屬島、名曰蔚陵島、歷代相傳、事跡昭然、今者我國漁氓往于其島、而不意貴國之人自為犯越、與之相值、乃反拘執二氓、轉到江戶、幸蒙大君明察事情、優加資遣此、可見交鄰之情出於尋常、感激何言、雖然我氓漁採之地、本是蔚陵島、而以其產竹、或稱竹島、此乃一島而二名也、一島二名之狀、非徒我國之所記、貴州之人亦皆知之、而今此來書中、乃以竹島為貴國之地方、欲令我國禁止漁氓更往、而不論貴國之人侵涉我境、拘執我氓之失、不有關於誠信之道乎云、正官使譯舌於接慰官曰、返書轉換、非前書之意、決不可受也、冀再啓開漢京、要改

書意云、接慰官曰、朝廷下送之書契、牢拒不受、輕蔑禮法也、此書何不亟送於江戶取質於具限乎云、正官論辨委曲、其後遣阿比留總兵衛於本州、事狀遂受返書也、本州聞來、而遣使固停止使者之歸舟焉、同年秋九月、我太守義倫公在江戶、嬰病逝去矣、元祿八年春、遣裁判高瀬八右衛門、陶山庄右衛門、阿比留總兵衛於朝鮮、以疑問數條、遣東萊要轉達漢城焉、定期日待答書不到矣、竟一行之使者陶山庄右衛門、阿比留總兵衛相議、乘舡下碇於絕影島、待風一日、漢城之答書漸至也、乃使者送再答於東萊府、而使者皆歸矣、元祿八年之秋、我老使君親宗於東武、仍以前後事狀、轉啓執政焉、於是執政命老使君曰、竹島在海中、而去日本遠、而去朝鮮近云、從今固禁我國漁氓之往來也、乃以此意可告朝鮮云、翌年元祿九春、老使君自江戶還旆、乃招譯官、同年之冬、十同知采判事來也、老使君而囑賚禮曹之書、轉達東都焉、元祿十二年己卯春三月、老使君以書答禮曹、其言曰、前年象官超溟之日、而陳竹島之一件、緣是左右克諒情由、示以兩國永通交誼、益懇誠信矣、至幸至幸、於不意即已啓達了云、阿比留總兵衛帶此書渡

海、使館守傳致于東萊也、竹島一件事畢矣、韓錄元祿九年、因韓國之朝鮮國との間に、竹島を唱候島有之候、此島兩國入合の如く相成居不宜候付、朝鮮之人この島へ參候事を被禁候段、從公儀被仰出、其段朝鮮國禮曹參判へ家老使者前々年より再度差渡候處、論談及入組候を、今年正月廿八日、義真國元へ御暇被成下候節、右竹島へ日本人罷渡候儀無益之事に候間、被差留候段領主へ被仰渡候付、義真歸國之上、同年十月、朝鮮之譯官使對話仕候刻、右被仰出候次第傳達仕、爰に至り論談相濟候、
按に、草廬雜談に云、竹島を朝鮮へ給ふと云ふ、此時の事なるへし、右見外史載宗家家譜、
竹島
北史倭傳に、竹斯國竹島阿蘇山とあれば、竹島は、古より我國の島にきわまりたり、然るに憲廟の御時、朝鮮より朝鮮の島のよしを申上ければ、竹島を朝鮮へ與へ給ふと云ふ、憲廟の御仁政にてあたへ給ふといへども、地は少の所も惜むべき事なり、されは有司の過ならんか、阿蘇山は明の永樂のとき、壽安鎮國山と封せしゆゑに、西土へ聞えしと思ひし

に、是にて見れば、北魏の頃より西土へ聞えたり、九州は西土へ近きゆゑなるへし、草履雜談載諸家附筆、一隠岐の西海に一小島あり竹島と云、むかし隠岐の邊より渡り、大竹を切來て、諸方へ賣、甚た大にしてよき竹也と云、近來その島へ渡る時は、朝鮮人多く來て、此方の船を見れば、鳥銃を打て船を近づきといふ、この島果して日本の属島なれども、遂に朝鮮に取られたり、隋書にも竹島とあり、北史倭國傳、「遣文林郎裴世清使倭國、度百濟行至竹島、南望耽羅國」と云、是なり、

一予嘗て對島の人に相偶して是をきく、海上數十里に一の小島あり、竹島といふ、長州の海邊細民、小舟にて此島に往き、竹を斫て長府の市店に賣る、享保の頃までは能き美竹ありて、大に用を便す、いまは絶てなし、何の頃より朝鮮の細民來て居す、近來舟を遣すに、彼の人々鐵砲を放て其島中に入る事を許さず、此故に今は往て竹を斫るものなしといふ、予按るに、隋書曰、文林郎裴世清使於倭國、渡百濟行至竹島、といふも此島の事なりといふ人あり、しかれども朝鮮の隠峰か野史の別錄曰、「平秀吉殺

君篡立、其威勢欲取路我國侵犯大明、中略朝廷不以爲憂、後五年丁亥春三月、日本賊十六艘自嶺南外洋、直到興陽損竹島、各鎮列邑舟師、結陣于相望處、此説を見れば、今の竹島にあらざるに似たり、別に一島のことし、予嘗て彼の國に依て考あり、此に記しかたし、以上、中略漫錄、

竹島は日本を離るゝ事遠くして漢土に近く、境内頗る廣活たる島也、大竹喬木盛茂し、禽獸魚鼈多くして、産物足れる島とかや、亦甘露の瀧異なる井泉ある事を沙汰す、此島山に生ずる猫は尾短曲也と云、依て曲尾なるを竹島猫と稱す、多く虎生と云、亦蛇大きく、串蛇にして産とす、蛇を得る爲に岸の竹を撓て海中に沈め、朝にこれを浮ふ、枝葉附蛇恰も生木子の如くとかや、渡海の者齡盛年を限る、三十を越す者は海上の風波を凌ぐ事難しとぞ、隠岐國へ渡り、強き南風を待て纜を解舟を出す、島は隠岐より乾に當て聳立、またこの島より朝鮮へ渡海、釜山浦の湊へ其間十八里、夜に到は彼國に明す民家燈たしかに見ると、渡海せし船人等を若談す、伯耆民談、

大御國環海私圖◎圖書略

寛政三年亥七月廿日、番船一隻濱田城の近海に來り、其日にさる事あり、按するに、西アナジとて、西北の大風おこる時は、朝鮮の夷船漂着する事あれば、海國にはあらかしめ守禦の術をなさずんばあるへからず、此圖九州二島及び外夷へかけて寫し出すは、大抵三宅氏の海遊漫裁によれり、扱過に十年、石見の獵船對馬より歸る漁人あり、それらの談に、對馬と朝鮮とは、世に其間四十八里とはいへども至て近し、大抵八九里許も有らんかと語りしと、いか、や疑はしき事なり、
いにしへはかくやはき、し竹島の
きしをへたて、今そさやなる懐中抄、
竹しまやよするさ、波いくかへり

○以上、石見外史、

先生曰、對島日本の要地なり、其ゆゑは、むかしより日本の地といひ來りし小島一つを、朝鮮へも本唐へもとられては、日本に疵の付といふものなり、然れば外國より手さゝぬ様に、政の心得ある事な

り、かの國は日本より殊の外手はなれ、外國へは甚近し、對島の儒官小山朝三、常に先生に申ていきとほりしは、いま朝鮮の唐島と申は、古の任那の地に於て、我國の藩國なり、然るにいつれの頃よりか高麗にさられて、かの國にも我國にもその事をしり給はぬ、むねんの至りなりといひしとや、白石退私錄、
一九州五島の向に島あり、朝鮮の島にて候、右は濟州と云、此島人大概日本言葉をつかひ、日本の歌などをもうたひ申候、此島の始は日本人參り候て、其筋にて段々人數出來、今之通りに相成たる由に候、即朝鮮より支配仕來り候事、異本朝鮮物語、

通航一覽卷之百三十七終

通航一覽

全 八 冊
限 定 200 組

大正 二 年 十 二 月 二 十 五 日 初 版 發 行
昭 和 四 十 二 年 四 月 三 十 日 複 刻 發 行

國 書 刊 行 會 代 表 者

編 輯 者 早 川 純 三 郎

發 行 者 前 田 勝 雄

製 版 京 都 市 下 京 區 柳 馬 場 四 條 南
株 式 會 社 光 綾 寫 真 製 版 所

能 登 英 夫

印 刷 京 都 市 南 區 東 九 條 南 石 田 町 一
朝 陽 堂 印 刷 株 式 會 社

高 橋 清 二

製 本 大 阪 市 天 王 寺 區 勝 山 通 一 一 〇
倉 橋 製 本 株 式 會 社

倉 橋 重 男

發 所 行 大 阪 市 南 區 二 ッ 井 戶 町 十 五
清 文 堂 出 版 株 式 會 社

電 話 〇 六 二 六 五 〇 六 振 替 大 阪 六 二 三 八